

千葉市水道局建設工事低入札価格取扱要領

千葉市水道局建設工事低入札価格取扱要領については、千葉市建設工事低入札価格取扱要領の例による。ただし、この場合において、第7条を「審査委員は、水道局長及び水道事業事務所長並びに土木部技術管理課長とし、水道局長を審査委員長とする。」とする。

附 則

この要領は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。